

○熊本市国際交流会館条例施行規則〔国際課〕

平成 6 年 8 月 31 日

規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市国際交流会館条例(平成 6 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第 2 条 条例第 4 条の規定により熊本市国際交流会館(以下「会館」という。)の施設等を使用しようとする者は、熊本市国際交流会館使用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、ホールにあっては使用日の属する月前 12 月に当たる月の初日から、ホール以外の施設にあっては使用日の属する月前 12 月に当たる月の 2 日から行う。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請書を審査し、会館の施設等の使用を許可したときは、熊本市国際交流会館使用許可書(様式第 2 号)を当該申請者に交付するものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、駐車場の使用については、入庫の際に交付する熊本市国際交流会館駐車券(様式第 3 号)をもって使用許可書に代えるものとする。

(平 8 規則 30・平 12 規則 12・平 14 規則 72・平 16 規則 57・平 20 規則 27・一部改正)

(使用中止の届出及び使用許可の取消し)

第 3 条 会館の施設等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用開始前に使用を取りやめたときは、熊本市国際交流会館使用中止届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出は、ホールにあっては使用日前 30 日までに、ホール以外の施設にあっては使用日の前日までに提出しなければならない。

3 市長は、使用者が条例第 6 条第 1 項の規定に該当すると認めるときは、熊本市国際交流会館使用許可取消(停止)通知書(様式第 5 号)を使用者に交付するものとする。

(平 14 規則 72・平 16 規則 57・平 20 規則 27・一部改正)

(使用許可変更の申請)

第 4 条 使用者は、使用開始前に会館の使用許可に係る軽微な事項を変更しようとするときは、熊本市国際交流会館使用許可変更申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 使用開始前に使用許可に係る使用日時又は使用施設を変更しようとする者は、1 回に限り、前項に規定する申請をすることができる。

3 第 1 項に規定する申請書は、使用日の前日までに提出しなければならない。ただし、前項に規定するホールに係る使用日時又は使用施設の変更については、使用日前 30 日までに提出しなければならない。

4 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条の規定による許可を受けた際に納めなければならない。

(平 20 規則 27・追加)

(使用変更許可書の交付)

第 5 条 市長は、前条の規定による変更申請に相当の理由があると認め、当該変更申請を許可したときは、熊本市国際交流会館使用変更許可書(様式第 7 号)を使用者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(平 20 規則 27・追加)

(附属設備使用料)

第 6 条 会館の附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(平 20 規則 27・旧第 4 条繰下)

(使用料の納付)

第 7 条 使用者は、使用許可の際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場使用者は出庫の際、駐車料金を納付するものとする。

(平 20 規則 27・旧第 5 条繰下)

(使用料の減免申請)

第 8 条 条例第 7 条第 4 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市国際交流会館使用料減免申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 20 規則 27・追加、平 24 規則 174・一部改正)

(使用料の還付)

第 9 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市国際交流会館使用料還付申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当するとき 既納使用料の全額

(2) 条例第 8 条第 3 号に該当するとき 既納使用料の額から使用料の 5 割に相当する額を控除した額

(3) 条例第 8 条第 4 号に該当するとき 既納使用料の額から利用料金の額を控除した額

(平 20 規則 27・旧第 6 条繰下・一部改正、平 20 規則 90・一部改正)

(休館日)

第 10 条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎月の第 2 月曜日及び第 4 月曜日(当該月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(平 16 規則 2・平 17 規則 73・一部改正、平 20 規則 27・旧第 7 条繰下)

(使用時間の範囲)

第 11 条 会館の施設を使用できる時間は、午前 9 時から午後 10 時まで(駐車場にあっては、午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 16 規則 57・全改、平 20 規則 27・旧第 8 条繰下・一部改正)

(入場料等を徴収する場合において規則で定める場合)

第 12 条 条例別表第 1(1)施設使用料の表備考 2 に規定する入場料その他これに類するものを徴収する場合において、規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 不特定多数の入場者から入場料の徴収を行う場合

(2) 不特定多数の入場者から入場の対価として実費に相当する額を超えて会費、賛助金、寄附金等を徴収する場合

(平 20 規則 27・追加)

(商業活動等をする場合において規則で定める場合)

第 13 条 条例別表第 1(1)施設使用料の表備考 2 に規定する商業活動その他これに類する活動をする場合において、規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 第 16 条第 4 号ただし書の規定に基づき、商品の広告、宣伝又は販売のために使用する場合

(2) 営利団体等(営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人をいう。以下同じ。)が自ら講習会に使用する場合

(3) 営利団体等が顧客又は株主のための文化講演会、観劇会又は演奏会に使用する場合

(4) 演奏会の開催者がその参加者から参加の対価として実費に相当する額を超えて参加費を徴収する場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(平 20 規則 27・追加)

(特別な設備の許可)

第 14 条 条例第 10 条ただし書の規定により、使用者が会館に特別な設備をしようとするとき

は、熊本市国際交流会館特別設備許可申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、熊本市国際交流会館特別設備許可書(様式第 11 号)を使用者に交付するものとする。

(平 20 規則 27・旧第 9 条繰下・一部改正)

(毀損滅失届)

第 15 条 使用者は、会館の施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市国際交流会館施設等毀損(滅失)届(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(平 20 規則 27・旧第 10 条繰下・一部改正、平 24 規則 174・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第 16 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。
- (2) 収容人員は、使用施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 施設内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 使用許可を受けない室及び器具を使用しないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類(身体障害者補助犬を除く。)を携帯しないこと。
- (7) 条例第 9 条の規定に該当する者の入館を禁止し、又は退場を命ぜられた者を退場させ、若しくはその再入館を拒否すること。
- (8) 使用開始前に会館職員との打合せを十分に行うこと。

(平 14 規則 84・一部改正、平 20 規則 27・旧第 11 条繰下・一部改正)

(指定管理者が満たすべき基準)

第 17 条 条例第 16 条第 2 項第 5 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する外国人の支援に関する実績を有していること。
- (2) 国際化を図る団体との連携ができること。
- (3) 災害時における会館の避難所利用その他の緊急時の外国人支援に対応できる体制がとれること。
- (4) 当該団体の有する専門的な技術の承継を行えること。
- (5) 透明性の高い運営が行えること。
- (6) 当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規則その他の書類を有し、適切な運営ができること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(平 30 規則 73・追加)

(指定申請書に添付する書類)

第 18 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)

(3) 当該団体の直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)

(4) 条例第 16 条第 2 項第 4 号に規定する基準を満たすことを説明する書類

(5) 市税滞納有無調査承諾書

(6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 17 規則 73・追加、平 20 規則 27・旧第 12 条繰下、平 24 規則 174・一部改正、平 30 規則 73・旧第 17 条繰下・一部改正)

(利用料金の承認の申請)

第 19 条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(平 20 規則 90・追加、平 30 規則 73・旧第 18 条繰下)

(利用料金の納付)

第 20 条 利用料金の納付については、第 4 条第 4 項及び第 7 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平 20 規則 90・追加、平 30 規則 73・旧第 19 条繰下)

(利用料金の後納)

第 21 条 条例第 20 条第 4 項ただし書の規定により後納とすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 国又は地方公共団体に準じる団体が使用する場合であつて、市長が特に必要があると認めたとき。

(3) 施設等の使用の際、附属設備に係る利用料金を新たに納付すべき事由が発生し、使用者が当該利用料金を前納することが困難と認められる場合

(平 20 規則 90・追加、平 30 規則 73・旧第 20 条繰下)

(利用料金の減免)

第 22 条 条例第 20 条第 5 項の規定により利用料金を減免することができる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法に

より、指定管理者に減免の申請をするものとする。
(平 20 規則 90・追加、平 30 規則 73・旧第 21 条繰下)

(利用料金の還付)

第 23 条 条例第 20 条第 6 項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合及びそれぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 6 条第 1 項第 5 号の規定により使用許可が取り消され、又は、使用停止が命じられたことにより会館の使用ができない場合 既納利用料金の全額
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由により会館の使用ができない場合 既納利用料金の全額
- (3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出た場合 既納利用料金の額から利用料金(次号に該当する場合にあっては、改定後の利用料金)の 5 割に相当する額を控除した額
- (4) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回り、かつ、既納利用料金の額が改定後の利用料金の額を超えるとき 既納利用料金の額から改定後の利用料金の額を控除した額

2 前項各号の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(平 20 規則 90・追加、平 30 規則 73・旧第 22 条繰下)

(協定に定める事項)

第 24 条 条例第 21 条第 2 項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 使用時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 17 規則 73・追加、平 20 規則 27・旧第 13 条繰下、平 20 規則 90・旧第 18 条繰下・一部改正、平 24 規則 174・一部改正、平 30 規則 73・旧第 23 条繰下)

(雑則)

第 25 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 17 規則 73・旧第 12 条繰下、平 20 規則 27・旧第 14 条繰下、平 20 規則 90・旧第 19 条繰

下、平 30 規則 73・旧第 24 条繰下)

附 則

この規則は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 30 日規則第 30 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 7 月 18 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の熊本市国際交流会館条例施行規則の規定は、平成 9 年 10 月 1 日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 16 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 26 日規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 27 日規則第 84 号)

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 2 月 20 日規則第 2 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 20 日規則第 57 号)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 28 日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市国際交流会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 27 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の前に 2 条を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第 8 条の規定は、平成 20 年 6 月 1 日以後に申請される使用料の減免について適用し、同日前に申請のあった使用料の減免については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 20 年 6 月 1 日以後に申請される使用許可の変更について適用し、同日前に申請のあった使用許可の変更については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市国際交流会館条例施行規

則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 20 年 10 月 3 日規則第 90 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 30 日規則第 174 号)

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 28 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 6 条関係)

(平 9 規則 43・全改、平 12 規則 12・平 14 規則 16・平 14 規則 72・平 24 規則 174・平 30 規則 73・一部改正)

(1) 器具類

種目	品名	単位	1 回の使用料
大道具類	平台	1 枚	150 円
	金びょうぶ	1 双	1,000 円
	銀びょうぶ	1 双	1,000 円
	緋毛せん	1 枚	300 円
	上敷	1 枚	200 円
	地がすり	1 枚	750 円
	指揮台	1 式	300 円
	譜面台	1 台	50 円
	箱馬	1 個	50 円
	開き足	1 台	100 円
	めくり台	1 台	200 円
	山台座布団	1 枚	100 円
	ポータブルステージ	1 台	600 円
	演台(花台及び司会者台付)	1 台	500 円
	国旗(布製)	1 枚	300 円
	市旗(布製)	1 枚	300 円
	ホールステージボタン	1 本	100 円
幕類	ジョーゼット幕	1 式	800 円
	黒幕	1 枚	800 円
	中割幕	1 枚	800 円

照明器具 類	ホリゾンライト(U)	1 列	1,000 円
	ホリゾンライト(L)	1 列	1,000 円
	ボーダーライト	1 列	700 円
	サスペンションライト	1 列	1,000 円
	スポットライト(1KW)	1 台	300 円
	スポットライト(500W)	1 台	200 円
	パーライト(1KW)	1 台	300 円
	パーライト(500W)	1 台	200 円
	エフェクトマシン	1 台	1,000 円
	ミラーボール	1 台	1,000 円
	タワーベース	1 台	100 円
	ITO	1 台	800 円
	カラーフィルター(大判)	1 枚	50 円
	先玉	1 個	100 円
	ピンスポット	1 台	1,000 円
音響器具 類	ワイヤレス受信機	ICH	1,000 円
	コンデンサーマイク	1 本	800 円
	ダイナミックマイク	1 本	500 円
	カセットデッキ	1 台	1,000 円
	CD プレーヤー	1 台	1,000 円
	ミニディスクレコーダー	1 台	1,000 円
	ステージスピーカー	1 台	1,000 円
	マイクスタンド	1 本	100 円
	拡声装置(ホール)	1 式	2,000 円
	拡声装置(会議室等・ワイヤレスマイク 2 本付)	1 式	1,000 円
	エフェクター	1 式	1,000 円
映写器具 類	16mm 映写機	1 台	3,000 円
	ホール用スクリーン	1 張	1,000 円
	仮設スクリーン	1 台	300 円
	ビデオプロジェクター(移動式)	1 台	1,000 円

	ビデオプロジェクター(ホール専用)	1 台	4,000 円
	研修室 1 操作卓	1 式	1,000 円
	ビデオデッキ(テレビ付)	1 式	800 円
楽器類	ピアノ	1 台	3,000 円
同時通訳 装置類	同時通訳装置	1 式	10,000 円
その他の 器具類	展示パネル	1 枚	100 円
	丸テーブル	1 台	300 円
	長机	1 台	100 円
	椅子	1 脚	50 円
	囲碁	1 式	200 円
	将棋	1 式	200 円
	持込器具	1KW ま でごとに	300 円

備考 使用の回数は、条例別表第 1(1)施設使用料の表の 1 使用時間区分の使用を 1 回として算定する。

(2) 冷暖房設備

施設名	単位	使用料
ホール	1 時間までごとに	2,000 円

(平 24 規 則 174 · 全 改)

	許可番号第 号			
熊本市国際交流会館使用許可申請書				
年 月 日				
熊本市長（宛）				
住所（所在地） 〒				
申請者 団体名等				
氏名（代表者名）				
連絡先 担当者氏名	電話 FAX			
熊本市国際交流会館の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。				
なお、使用に際しましては、関係条例・規則及びこれらに基づく指示に従うことを誓約します。				
催事等の名称				
催事等の内容	集合予定人数			人
使用施設名	使用日時 (準備、片付け時間を含む。)	入場料等・商業活動等 (対象時間)	使用料	割増料
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無 ・ 有 (時～ 時)	円	円
使用料・割増料計			円	
附属設備使用料			円	
冷暖房設備使用料			円	
合計			円	
備考				

※2 該当事項に○印を付けてください。

様式第 2 号(第 2 条第 3 項関係)
(平 24 規則 174・全改)

様式第 2 号（第 2 条第 3 項関係）

		許可番号第		号
熊本市国際交流会館使用許可書				
年 月 日				
住所(所在地)				
申請者 団体名等				
氏名(代表者名) 様				
熊本市長				
次のとおり熊本市国際交流会館の使用を許可します。				
なお、使用に際しましては、関係条例・規則及びこれらに基づく指示に従ってください。				
催事等の名称				
催事等の内容		集合予定人数		人
使用施設名	使用日時 (準備、片付け時間を含む。)	入場料等・商業活動等 (対象時間)	使用料	割増料
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
	年 月 日 曜 時 ～ 時	無・有(時～ 時)	円	円
使用料・割増料計			円	
附属設備使用料			円	
冷暖房設備使用料			円	
合計			円	
許可条件				

様式第 3 号(第 2 条第 4 項関係)
(平 20 規則 27・全改、平 24 規則 174・一部改正)

様式第3号(第2条第4項関係)



熊本市国際交流会館駐車券

TEL :

年 月 日 ()

入庫番号

入庫時刻

年 月 日 時 分

車両番号

様式第 4 号(第 3 条第 1 項関係)
(平 24 規則 174・全改)

様式第 4 号（第 3 条第 1 項関係）

熊本市国際交流会館使用中止届	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所(所在地) 〒	
申請者 団体名等	
氏名(代表者名)	
連絡先 担当者氏名	電話 FAX
年 月 日付けで許可のあった熊本市国際交流会館の使用について、次の理由により中止 したいので届けます。	
許可番号	第 号
使用施設名	使用日時
	年 月 日 曜 時 ～ 時
	年 月 日 曜 時 ～ 時
	年 月 日 曜 時 ～ 時
	年 月 日 曜 時 ～ 時
	年 月 日 曜 時 ～ 時
既納使用料	円
中止理由	
使用料収納年月日	年 月 日
還付申請額	円
備考	

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 5 号(第 3 条第 3 項関係)
(平 20 規則 27・全改、平 24 規則 174・一部改正)

様式第5号(第3条第3項関係)

熊本市国際交流会館使用許可取消(停止)通知書

年 月 日

住所(所在地)

申請者 団体名等

氏名(代表者名) 様

熊本市長 印

年 月 日第 号をもって許可しました熊本市国際交流会館の使用については、次の理由によって取消し(停止)を通知します。

(理由)

様式第 6 号(第 4 条関係)
(平 24 規則 174・全改)

様式第 6 号（第 4 条関係）

熊本市国際交流会館使用許可変更申請書		
		年 月 日
熊本市長（宛）		
住所(所在地) 〒		
申請者 団体名等		
氏名(代表者名)		
連絡先 担当者氏名		電話 FAX
年 月 日付けで許可のあった熊本市国際交流会館の使用について、次のとおり変更したいので申請します。		
許可番号	第 号	
変更項目	変更前	変更後
催事等の名称		
催事等の内容		
使用施設名		
使用日時	年 月 日 曜 時 ～ 時	年 月 日 曜 時 ～ 時
入場料等・商業活動等		
使用料		
附属設備		
冷暖房設備		
変更理由		
追加使用料・割増料計	円	
追加附属設備使用料	円	
追加冷暖房設備使用料	円	
合計	円	
備考		

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 7 号(第 5 条関係)
(平 24 規則 174・全改)

様式第 7 号（第 5 条関係）

熊本市国際交流会館使用変更許可書		
年 月 日		
住所(所在地)		
申請者 団体名等		
氏名(代表者名) 様		
熊本市長		
年 月 日付けで申請のあった熊本市国際交流会館使用許可変更については、次のとおり許可します。		
許可番号	第 号	
変更項目	変更前	変更後
僱事等の名称		
僱事等の内容		
使用施設名		
使用日時	年 月 日 曜 時 ～ 時	年 月 日 曜 時 ～ 時
入場料等・商業活動等		
使用料		
附属設備		
冷暖房設備		
変更理由		
追加使用料・割増料計	円	
追加附属設備使用料	円	
追加冷暖房設備使用料	円	
合計	円	
許可条件		

様式第 8 号(第 8 条関係)
(平 20 規則 27・全改)

様式第8号(第8条関係)

熊本市国際交流会館使用料減免申請書	
年 月 日	
熊本市長	(宛)
住所(所在地) _____	
申請者	団体名等 _____
	氏名(代表者名) _____ 印
熊本市国際交流会館の施設を次のとおり使用したいので、使用料の減免をお願いします。	
行事の名称	
行事の内容	
使用の日時	年 月 日 曜 時～ 時
使用の室名	
入場料等	有・無 開催時間 時～ 時
商業活動等	有・無 開催時間 時～ 時
利用人数	人
減免の理由	
備考	

処理状況

決定	減額	免除
理由		
使用料	既定使用料	円
	減免額	円
	支払額	円
許可番号	第 号	年 月 日発行

※太枠内は記入しないでください。

様式第 9 号(第 9 条関係)
(平 24 規則 174・全改)

様式第 9 号（第 9 条関係）

熊本市国際交流会館使用料還付申請書		
年 月 日		
熊本市長（宛）		
住所(所在地) 〒		
申請者 団体名等		
氏名(代表者名)		
連絡先 担当者氏名 電話 FAX		
年 月 日付けで許可のあった熊本市国際交流会館の使用について、次の理由により使用 できませんので使用料の還付を申請します。		
許可番号	第 号	
使用施設名	使用日時	
	年 月 日 曜 時 ～ 時	
	年 月 日 曜 時 ～ 時	
	年 月 日 曜 時 ～ 時	
	年 月 日 曜 時 ～ 時	
	年 月 日 曜 時 ～ 時	
既納使用料	円	
不使用理由		
使用料収納年月日	年 月 日	
区分	還付申請額	既納使用料
使用料・割増料計	円	円
附属設備使用料	円	円
冷暖房設備使用料	円	円
合計	熊本市国際交流会館条例施行規則第 9 条第 2 項第 号の規定により 円	
備考		

※ 太枠内は記入しないでください。

様式第 10 号(第 14 条第 1 項関係)
(平 24 規則 174・全改)

様式第 1 0 号（第 1 4 条第 1 項関係）

熊本市国際交流会館特別設備許可申請書	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所(所在地) 〒	
申請者 団体名等	
氏名(代表者名)	
連絡先 担当者氏名	電話 FAX
年 月 日付けで許可のあった熊本市国際交流会館の使用について特別の設備をしたいので、次のとおり申請します。	
許可番号	第 号
催事等の名称	
使用施設名	
特別設備の理由	
設置場所・日時	
特別設備の概要 (名称・形状・寸法・その他)	
備考	

様式第 11 号(第 14 条第 2 項関係)
(平 24 規則 174・全改)

様式第 1 1 号（第 1 4 条第 2 項関係）

熊本市国際交流会館特別設備許可書	
年 月 日	
住所(所在地)	
申請者 団体名等	
氏名(代表者名) 様	
熊本市長	
年 月 日付けで申請のあった熊本市国際交流会館の特別設備については、次のとおり許可します。	
許可番号	第 号
催事等の名称	
使用施設名	
特別設備の理由	
設置場所・日時	
特別設備の概要 (名称・形状・寸法・その他)	
許可条件	

様式第 12 号(第 15 条関係)
(平 20 規則 27・旧様式第 13 号・全改、平 24 規則 174・一部改正)

様式第12号(第15条関係)

熊本市国際交流会館施設等毀損(滅失)届

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所(所在地)

申請者 団体名等

氏名(代表者名) 印

熊本市国際交流会館の施設等を次のとおり毀損(滅失)したので届けます。

つきましては、熊本市国際交流会館条例第14条の規定に基づきご指示の方法によりその損害を賠償します。

毀損(滅失)した日時	年 月 日 時
毀損(滅失)した箇所又は物品	
毀損(滅失)の内容又は程度	
処理状況	
備考	

※太枠内は記入しないでください。